

**ENEOSでんき**

**EV・PHEV・FCV向け  
CO<sub>2</sub>フリー特約I 契約約款**

---

2024年4月1日 実施

**ENEOS Power株式会社**

2024年4月1日 实施

# EV・PHEV・FCV向けCO<sub>2</sub>フリー特約Ⅰ 契約約款

## 〔電気料金その他の供給条件の内容〕

### 1 適用

このEV・PHEV・FCV向けCO<sub>2</sub>フリー特約Ⅰ 契約約款（以下「この約款」といいます。）は、当社が非化石証書を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー由来とみなすことができる電気料金その他の供給条件を定めたものです。

なお、この約款にもとづく契約（以下「CO<sub>2</sub>フリー契約」といいます。）は、当社のENEOSでんき約款（以下「電気約款」といいます。）にもとづく需給契約に付帯するものといたします。

### 2 対象となるお客さま

この約款は、電気約款の適用を受け、3（契約の要件）に定める要件を満たし、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

### 3 契約の要件

CO<sub>2</sub>フリー契約を希望される場合には、次のすべての要件を満たしていただきます。

- (1) 別表（対象プラン）に定める契約種別（以下「主契約」といいます。）をご契約いただくこと。
- (2) 2020年12月21日以後に、EV（電気自動車）、PHEV（プラグインハイブリット車）もしくはFCV（燃料電池自動車）（以下、これらを総称して「EV等」といいます。）のいずれかを、原則として主契約と同一の名義において、新車新規登録または新車新規検査届出をされていること。なお、当社は、必要に応じてお客さまからEV等に関する資料を提出していただきます。
- (3) 当社からの事前の依頼により、お客さまが使用される負荷を調整することができること。なお、当社からの負荷の調整依頼は、当社所定のウェブサイトへの掲載、電子メールによるお客さまへの通知等の電磁的方法またはその他当社が適当と判断した方法により、あらかじめその実施時期を定めて、お客さまにお知らせいたします。

### 4 この約款の変更

非化石証書に係る約定価格の大幅な変更があったとき、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定されたとき、法令、条例、規則等の改正によりこの約款を変更する必要が生じたときその他当社が必要と判断したときは、当社は、民法第548条の4にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、電気約款2（約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの約款によります。

なお、この約款を変更する場合の電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付については、電気約款2（約款の変更）の定めを準用いたします。

## 5 適用開始日

CO<sub>2</sub>フリー契約の適用開始日は、主契約の需給開始日といたします。ただし、既に当社との需給契約があるお客さまがCO<sub>2</sub>フリー契約の申込みをされた場合の適用開始日は、お客さまの申込みを当社が承諾した日の直後に到来する検針日または計量日といたします。

## 6 適用期間

CO<sub>2</sub>フリー契約の適用期間は、適用開始日から主契約の契約期間満了日までといたします。ただし、3（契約の要件）を満たさなくなった場合もしくはお客さまの都合によりCO<sub>2</sub>フリー契約を解約される場合の契約期間満了日は、3（契約の要件）を満たさなくなった日もしくはお客さまがCO<sub>2</sub>フリー契約の解約を希望された日の直後に到来する検針日または計量日の前日までといたします。

## 7 電気料金

各月の電気料金は、主契約によって電気料金として算定された金額といたします。

## 8 電源構成等の掲載

当社の電源構成もしくは非化石証書の使用状況および当該計画値または当該実績値については、当社所定のウェブサイトに掲載いたします。

## 9 お客さまの協力

お客さまには、次の事項についてご協力いただきます。

- (1) EV等に係る充電履歴または充填履歴のデータ提供等にご協力いただくことがあります。なお、このデータ提供等にあって当社は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (2) お客さまが、EV等を譲渡または廃棄する場合等については、原則として当社に申し出ていただきます。

## 10 その他

- (1) この約款に定めのないその他の事項については、電気約款に定めるところによります。
- (2) この約款および電気約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

**附 則（実施期日）**

この約款は、2024年4月1日から実施いたします。

別 表 (対象プラン)

エ リ ア	対象となる契約種別
北 海 道 エ リ ア	北海道Vプラン、北海道動力プラン
東 北 エ リ ア	東北Vプラン、東北動力プラン
関 東 エ リ ア	Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン
中 部 エ リ ア	中部Vプラン、中部動力プラン
北 陸 エ リ ア	北陸Vプラン、北陸動力プラン
関 西 エ リ ア	関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン
中 国 エ リ ア	中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン
四 国 エ リ ア	四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン
九 州 エ リ ア	九州Vプラン、九州動力プラン

2024 年 4 月 1 日

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号  
E N E O S P o w e r 株式会社  
〔小売電気事業者登録番号：A0050〕

---